

4. 違反の概要

(1) 輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

① 点呼記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

② 乗務等記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第1項)

③ 運行記録計記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)

④ 乗務員台帳作成義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官

担当：高山、宮崎、小松

TEL：022-791-7532